

○東京藝術大学音楽学部演奏会規則

〔昭和36年10月9日〕
制 定

改正	昭和40年10月22日	昭和51年4月1日
	昭和59年4月1日	平成元年4月1日
	平成3年4月18日	平成9年4月17日
	平成12年3月23日	平成14年3月26日
	平成18年1月26日	平成25年1月24日
	平成25年10月24日	平成26年3月6日
	平成27年3月26日	令和2年1月23日
	令和3年7月15日	令和4年1月20日

(目的)

第1条 東京藝術大学音楽学部定期演奏会、特別演奏会及びモーニングコンサート(以下「演奏会」という。)は、教員及び学生の音楽に関する研究成果を発表し、あわせて音楽文化の向上を図る目的をもって開催する。

(種目)

第2条 演奏会の種目は、次のとおりとする。

- (1) オーケストラ定期演奏会
- (2) 吹奏楽定期演奏会
- (3) 邦楽定期演奏会
- (4) オペラ定期公演
- (5) 室内楽定期演奏会
- (6) 特別演奏会
- (7) モーニングコンサート

(演奏会の開催)

第3条 演奏会の開催については、音楽学部芸術活動推進委員会において審議し、音楽学部教授会の意見を参考として、学長が決定する。

(会場)

第4条 演奏会は、原則として奏楽堂を利用して行う。

(入場料)

第5条 演奏会は、原則として入場料を徴する。

(料金)

第6条 演奏会の入場料の種類は、別表のとおりとし、演奏会の入場料の額は、音楽学部芸術活動推進委員会において審議し、音楽学部教授会の意見を参考として、学長が決定する。ただし、別表の規定によりがたい場合は、別に定めるものとする。

(入場料減免)

第7条 車椅子利用者が車椅子を利用する状態で鑑賞する場合、本人及び同伴者1名については、前条に定める額を減免することができる。

2 免除に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 演奏会に関する事務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則

この規則は、昭和36年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、昭和40年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月18日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月17日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第6条に規定する入場料は、平成18年4月1日以降に開催する演奏会から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和4年度以降開催する演奏会に適用する。

別表

入場料
円
500
1,000
1,500
1,600
2,000
2,100
2,500
3,000
3,500
4,000
4,500
5,000
5,100
5,500
6,000